

政令第二百四十八号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第四十三条第四項、同法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第四十五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条・」を「第二十一条の四―」に改める。

第三章第一節中第二十二条の前に次の一条を加える。

（退職等年金給付に係る標準報酬の区分の特例）

第二十一条の四 法第四十三条第四項の規定による改定後の標準報酬の区分については、同条第一項の表中

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
------	----------	------------

とあるのは、

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
------	----------	------------	------------

第三一級

六五〇、〇〇〇円

六二五、〇〇〇円以上

と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（退職等年金給付に係る標準期末手当等の額の最高限度額の特例）

第二十二條の二 法第四十四條第三項の規定により読み替えて適用する同條第一項に規定する政令で定める金額は、百五十万円とする。

附則

（施行期日）

第一條 この政令は、令和二年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 この政令の施行の日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、同日まで引き続きその資格を有する者（地方公務員等共済組合法第百四十四條の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）のうち、令和二年九月の標準報酬（同法第四十三條第一項に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の月額

が六十二万円であるもの（当該標準報酬の月額的基础となった報酬月額が六十三万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額的基础となった報酬月額をこの政令による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十一条の四の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、同日において地方公務員共済組合が改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、令和二年九月から令和三年八月までの各月の標準報酬とする。

理由

厚生年金保険における標準報酬月額等級区分の改定等の措置を勘案して、地方公務員等共済組合法による退職等年金給付に係る標準報酬の区分を改定する等の必要があるからである。